

○揖斐川町空き家情報登録「空き家バンク」制度要綱

平成23年10月25日

告示第110号

改正 平成26年7月10日告示第68号

(趣旨)

第1条 この告示は、揖斐川町における空き家の有効活用を通して、揖斐川町民と都市住民との交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家情報登録「空き家バンク」制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築（建築する予定のものを含む。）し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）町内に存する建物及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売買、賃貸を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、町内への定住等を目的として、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供を行う制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。
2 揖斐川町暴力団排除条例（平成24年揖斐川町条例第5号）第2条第3号に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者は、空き家バンクを利用することができない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等（以下「登録申込者」という。）は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）及び空き家バンク登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票（謄本）
- (2) 市町村税納税証明書その他市町村税を滞納していないことを証する書類

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当であると認めたときは空き家バンク登録台帳に登録しなければならない。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家バンク登録台帳へ登録しないものとする。

(1) 当該空き家が、第2条第1号の要件を満たしていないもの。

(2) 当該空き家の所有者等が、第2条第2号の要件を満たしていないもの。

(3) 当該空き家の所有者等に市町村税及びこれに準ずる納付金の滞納があるとき。

(4) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの。

(5) その他町長が空き家バンクへの登録が適当でないと認めたもの。

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書(様式第3号)を当該登録申込者に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録完了通知書の通知を受けた登録申込者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届書(様式第4号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、町長に提出しなければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第6条 町長は、空き家バンク登録台帳に登録された空き家(以下「登録物件」という。)が第4条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき又は空き家バンク取消届書(様式第5号)の提出があったときは、当該登録物件の登録を空き家バンク登録台帳から取り消すとともに、空き家バンク取消通知書(様式第6号)を当該登録者に通知するものとする。

(情報提供及び利用登録)

第7条 町長は、必要に応じて、登録者の登録された必要な情報を利用希望者に提供するものとする。

2 前項の規定による情報の提供を受け空き家バンク制度の利用を希望する者は、空き家バンク利用登録申込書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、利用希望者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、空き家バンク利用登録台帳に登録し、空き家バンク利用登録完了通知書（様式第8号）により当該利用登録申込者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、揖斐川町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活しようとする者

(2) その他町長が適当と認めた者

（利用登録に係る登録事項の変更の届出）

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（利用登録者の登録の取消し）

第9条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録台帳の登録を取り消すとともに、空き家バンク利用登録取消通知書（様式第10号）を当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 申込内容に虚偽があったとき。

(3) 空き家バンク利用登録取消届書（様式第11号）の提出があったとき。

(4) その他町長が適当でないとき。

（空き家バンク利用の申込み及び通知）

第10条 登録物件を利用しようとする利用登録者は、空き家バンク利用申込書（様式第12号）及び誓約書（様式第13号）に希望する登録物件の登録番号（第4条の規定により登録された登録番号をいう。）その他必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

(1) 利用申込者及び同居人の住民票（謄本）

(2) 利用申込者及び同居人の市町村税納税証明書その他市町村税を滞納していないことを証する書類

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合で、申込者及び同居人が次の各

号に規定する要件を満たすものと認めるときは、当該希望する登録物件の登録者へその旨を通知するものとする。この場合において、当該登録者の代理又は媒介を行う者があるときは、その者に対しても同様とする。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、揖斐川町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活しようとする者
- (2) 市町村税及びこれに準ずる納付金の滞納がない者
- (3) その他町長が適当と認めた者

3 前項の通知を受けた登録者又は登録者の代理若しくは媒介を行う者は、遅滞なく当該利用登録者へ回答し、町長にその回答内容を報告するものとする。

(登録者と利用登録者の交渉等)

第11条 町長は、登録者と利用登録者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 第4条第2項及び第7条第3項の規定による登録台帳に保有する個人情報の取り扱いについては、揖斐川町個人情報保護条例（平成17年揖斐川町条例第11号）に定めるところによる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年7月10日告示第68号）

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

揖斐川町長 様

空き家バンク登録申込書

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

電話番号 () _____

このことについて、揖斐川町空き家情報登録「空き家バンク」制度要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり「空き家バンク」へ登録を申込みます。

また、登録に当たり担当職員が当該家屋の現況等を調査することに同意します。

- 1 契約交渉に関わる全てについて、所有者等と利用希望者の両者間で、責任をもって行います。
- 2 登録内容は、別紙空き家バンク登録カード（様式第2号）記載のとおりです。
- 3 家屋情報等の確認のため、町の税情報の使用を認めます。
- 4 登録情報については、揖斐川町ホームページ等への掲載に同意します。

注（1）揖斐川町では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用希望者」の間で行う物件の賃貸・売買に関する交渉、契約等に関する仲介行為は行っていません。また、「所有者等」と「利用希望者」の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。

注（2）揖斐川町個人情報保護条例（平成17年揖斐川町条例第11号）の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、「利用希望者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

注（3）登録する空き家の敷地が借地である場合、地主の承諾書を添付してください。

様式第2号（第4条関係）

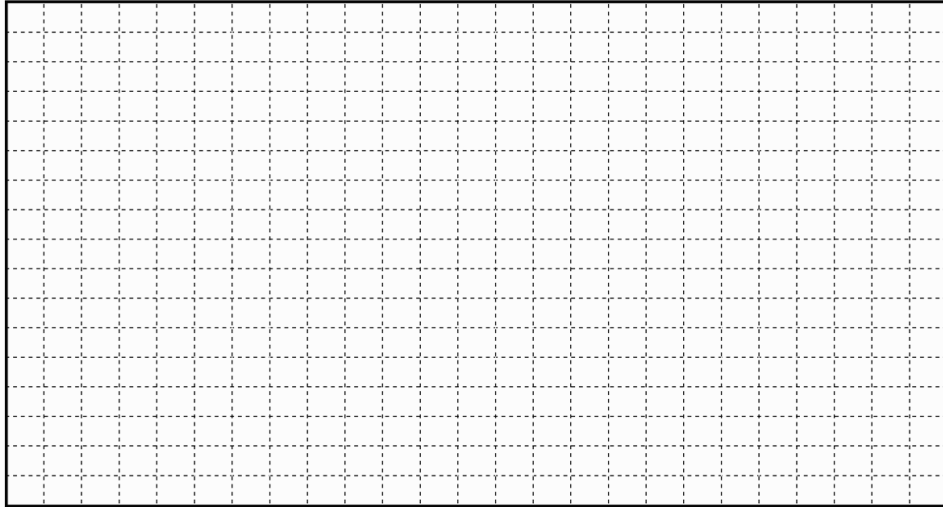
空き家バンク登録カード

※登録番号		分 類		住 宅		□賃貸 □売却		
物件の所在地		岐阜県揖斐郡揖斐川町		番地		(行政区)		
所 有 者	氏 名		郵便番号		-			
	住 所							
	電 話		ファックス					
	Eメール		@					
連 絡 先 ※所有者と異なる場合に記入してください。また、異なる理由も記入してください。	氏 名		郵便番号		-			
	住 所							
	電 話		ファックス					
	Eメール		@					
所有者の意向	契約希望		□賃貸		円		□月額 □年額	
			□売却		円			
物 件 概 要 状 況	建 築 年		年建築(築 年)					
	利 用 状 況		□放置()年		□その他()			
	空き家になった時期又は予定		年 月					
	面 積		構 造		補 修 の 要 否		補修の費用負担	
	土地	m ²	□木造		□補修不要		□所有者負担	
	建物	1階	m ²	□非木造		□多少の補修必要		□入居者負担
		2階	m ²	()		□大幅な補修必要		□その他 ()
	位 置		※位置図に記載してください。					
	間 取 り		※間取り図に記載してください。					
	設 備 状 況	電 気		□引込み済 □その他()				
ガ ス		□プロパン □その他()						
水 道		□上水道 □簡易水道 □その他()						
下 水 道		□下水道 □浄化槽 □その他()						
風 呂		□電気 □ガス □灯油 □その他()						
便 所		□水洗 □簡易水洗 □汲み取り / □和式 □洋式						
車 庫		□有(台) □無		物 置		□有(m ² ・坪) □無		
庭		□有(m ² ・坪) □無		農 地		□有(m ² ・坪) □無		
そ の 他								
主 要 施 設 等 へ の 距 離		駅	km	バス停	km	町役場	km	病院
	消防署	km	警察署	km	幼稚園等	km	小学校	km
	中学校	km	高校	km	公園	km	避難場所	km
	スーパー	km	コンビニ	km	その他	km		km
そ の 他 特 記 事 項								
※受付日		年 月 日		※現地確認日		年 月 日		
※登録日		年 月 日		※有効期日		年 月 日		
※登録抹消日		年 月 日		※ □契約成立 □登録取消 □その他()				

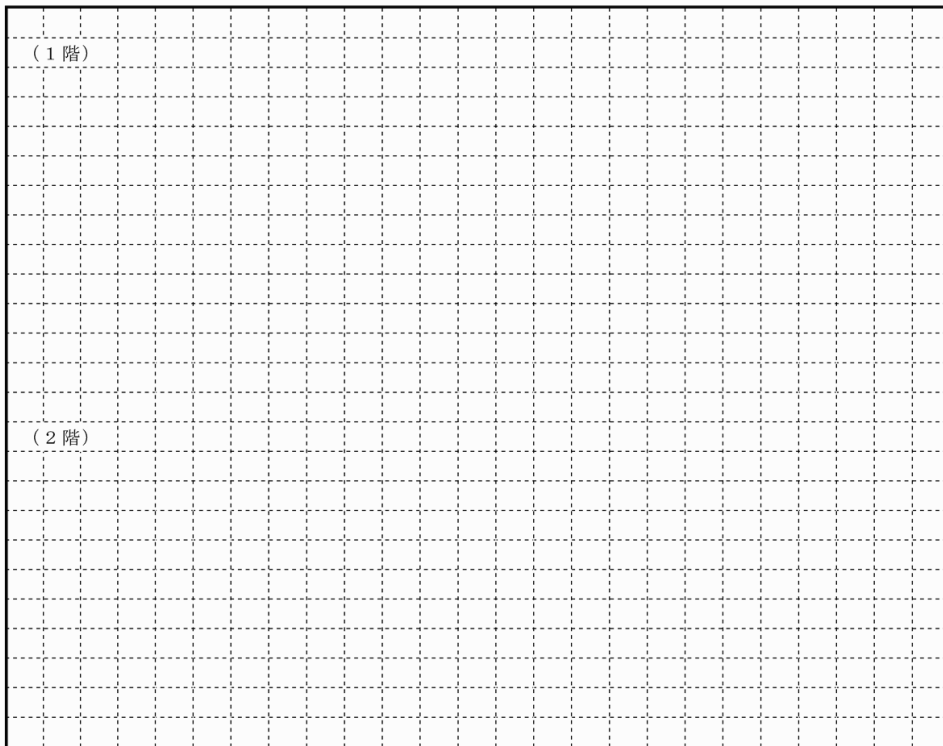
※欄は記入しないでください。

別紙「位置図」及び「間取り図」は、任意の様式があれば添付してください。

【位置図】



【間取り図】



様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

揖斐川町長



空き家バンク登録完了通知書

揖斐川町空き家情報登録「空き家バンク」制度要綱第4条第3項の規定により、
空き家バンクへの登録が完了したので、次のとおり通知します。

登録番号 : 第 _____ 号

登録日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

揖斐川町長 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 (_____) _____

空き家バンク登録変更届書

揖斐川町空き家情報登録「空き家バンク」制度要綱第5条の規定により、空き家バンク登録台帳の変更をしたいので届け出ます。

登録番号 第 _____ 号

変更内容 _____ 様式第2号による _____

※登録変更の場合、様式第2号へ登録番号及び変更箇所を記載し、提出してください。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

揖斐川町長 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 (_____) _____

空き家バンク登録取消届書

揖斐川町空き家情報登録「空き家バンク」制度要綱第6条の規定により、空き家バンクへの登録を取消したいので届け出ます。

登録番号 : 第 _____ 号

取消理由 _____

様式第6号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

揖斐川町長



空き家バンク登録取消通知書

揖斐川町空き家情報登録「空き家バンク」制度要綱第6条の規定により、空き家バンクへの登録を取消したので、次のとおり通知します。

登録番号 : 第 _____ 号

取消理由 _____

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

揖斐川町長 様

氏 名 _____ ㊞

空き家バンク利用登録申込書

揖斐川町空き家情報登録「空き家バンク」制度要綱第7条第2項の規定により、
空き家バンク制度を利用したいので申込みます。

住 所 _____

氏 名 _____

年 齢 _____ 歳

電話番号 _____

FAX 番号 _____

E-mail _____ @ _____

利用目的 _____

希望条件 _____

利用方法等

定 住 等 の 別	1 定住	2 定期的利用	3 その他 (_____)
売買又は賃貸の 別及び希望価格	1 買いたい	希望価格	円程度
	2 借りたい	希望家賃	円/月程度
	3 どちらでもよい	(上記1・2に金額を記入)	
居住予定人数			

※揖斐川町個人情報保護条例（平成17年揖斐川町条例第11号）の規定の趣旨に
基づき申込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第8号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

揖斐川町長



空き家バンク利用登録完了通知書

揖斐川町空き家情報登録「空き家バンク」制度要綱第7条第3項の規定により、
空き家バンクへの利用登録が完了したので、次のとおり通知します。

登録番号 : 第 _____ 号

住 所 _____

氏 名 _____

登 録 日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

有効期限 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

※変更等が生じた場合、速やかに手続きを行ってください。

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

揖斐川町長 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 (_____) _____

空き家バンク利用登録変更届書

揖斐川町空き家情報登録「空き家バンク」制度要綱第8条の規定により、空き家バンク利用登録台帳の変更をしたいので届け出ます。

登録番号 第 _____ 号

住 所 _____

氏 名 _____ 様

変更内容 _____

様式第 10 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

揖斐川町長



空き家バンク利用登録取消通知書

揖斐川町空き家情報登録「空き家バンク」制度要綱第 9 条の規定により、空き家バンク利用登録を取消したので、次のとおり通知します。

登録番号 : 第 _____ 号

住 所 _____

氏 名 _____

取消理由 _____

様式第 11 号（第 9 条関係）

年 月 日

揖斐川町長 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 (_____) _____

空き家バンク利用登録取消届書

揖斐川町空き家情報登録「空き家バンク」制度要綱第 9 条の規定により、空き家バンクへの利用登録を取消したいので届け出ます。

登録番号 : 第 _____ 号

住 所 _____

氏 名 _____ 様

取消理由 _____

様式第 12 号（第 10 条関係）

年 月 日

揖斐川町長 様

氏 名 _____ ㊞

空き家バンク利用申込書

揖斐川町空き家情報登録「空き家バンク」制度要綱第 10 条の規定により、次のとおり申込みます。

希望物件番号 : _____ 番

住 所 _____

氏 名 _____

年 齢 _____ 歳

電話番号 _____

FAX 番号 _____

E-mail _____ @ _____

同居構成

氏 名	続 柄	年 齢	職 業

※揖斐川町個人情報保護条例（平成 17 年揖斐川町条例第 11 号）の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第 13 号（第 10 条関係）

誓 約 書

揖斐川町長 様

私は、揖斐川町空き家情報登録「空き家バンク」制度（以下「空き家バンク」という。）の利用申込に当たり、揖斐川町空き家情報登録「空き家バンク」制度要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等を理解したうえで、申込みます。

また、申込書記載事項に偽りはなく、申込者及び同居人について、要綱第 3 条第 2 項、第 7 条第 3 項、第 10 条第 2 項及び第 11 条に規定する要件等を遵守することを誓約します。

なお、「空き家バンク」への申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

今後、空き家を利用することとなったときは、揖斐川町の自然環境、生活文化等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、より良き地域住民となることをここに誓約いたします。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

様式第1号 (第4条関係)
様式第2号 (第4条関係)
様式第3号 (第4条関係)
様式第4号 (第5条関係)
様式第5号 (第6条関係)
様式第6号 (第6条関係)
様式第7号 (第7条関係)
様式第8号 (第7条関係)
様式第9号 (第8条関係)
様式第10号 (第9条関係)
様式第11号 (第9条関係)
様式第12号 (第10条関係)
様式第13号 (第10条関係)